

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に平成〇年〇月〇日に雇用され、会社Bにおいて製品の組立作業に従事していたが、同月〇日に部品を中腰の姿勢で持ち上げたときに腰部に痛みを感じた。請求人は、その後、組立作業に従事していたが、軽快しないために、同月〇日にC医院に受診したところ「椎間板ヘルニア」と診断され、療養を続けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日にD病院で行ったMRI検査の結果、「椎間板ヘルニア」の所見が認められず、「左腓骨神経麻痺、左下垂足」の傷病名により療養を続けた結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴及びE医師作成の診断書から、左下肢関節の機能障害及び腰部・左下肢に残存する神経症状であると認められる。
 - (2) 上記残存障害について、当審査会において関係医証を精査したが、脊椎及び関節の器質的損傷は認められず、E医師はその原因について、腓骨神経麻痺によるものと推測するが、腰椎椎間板ヘルニアは認められず、神経伝導速度でも異常所見は認められなかったこと等から原因は不明である旨意見を述べている。また、F医師も、神経伝導速度検査や筋電図検査の所見にもとづけば、腓骨神経麻痺は医学的に否定的である旨意見を述べていることから、請求人が訴える左下肢関節の機能障害は医学的に説明し得るものでなく、これを業務上災害による後遺障害として評価することはできない。また、痛み等の神経症状についても、その原因は不明であり、仮に当該神経症状を評価しても障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの）を超えるものではないと判断する。
 - (3) なお、請求人に発症した傷病の発症原因について、請求人は、雇用から2日後の作業中に違和感を覚えたものの、作業を継続し、発症から17日後に初めて医療機関に受診していることから、請求人が訴える腰痛は、業務上の傷病に該当するか疑問が残ることを付言する。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。